

# 西京区保育士会会則

(名称) (事務所)

第1条 この会則は西京区保育士会と称し、事務所を当番園におく。

(構成)

第2条 1. この会の会則は、西京区内の保育園(所)に勤務する、保育士、調理員、  
栄養士とする。また、これに準ずる者も会員となることができる。  
2. この会は、全体会の一部として主任保育士会をおく。

(目的)

第3条 この会は、保育事業の発展を期し、会員の資質の向上と福祉の増進及び相互  
の親睦を図ることを目的とする。  
なお、主任保育士会は、市区保育士会の意思の疎通並びに各園相互の連絡調  
整及び主任の資質向上等円滑化を図る。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
(1) 保育に関する調査研究、研修交流の外、保育事業改善につながる相互協力の事項  
(2) 処遇改善につながる事項  
(3) 教養、レクリエーションに関する事項  
(4) その他、この会の目的達成に関する事項

(会費)

第5条 この会の会員は、別に定めるところの会費を年会費として納入する。  
但し、社会情勢等の状況を踏まえ、会費の変更を行う場合は主任保育士会にて決めるこ  
ととする。

(役員及び任期)

第6条 この会は次の役員をおき、任期は1年とする。但し、市保育士会理事の任期  
は2年とする。

- (1) 当番園 2ヶ園におく。  
(2) 会計監査 前年度の当番園の1ヶ園がこれに当たる。  
(3) その他の役員
- |             |    |
|-------------|----|
| ・市保育士会理事    | 2名 |
| ・保育内容研究委員   | 1名 |
| ・統合保育研究委員   | 1名 |
| ・保育制度調査委員   | 1名 |
| ・保育メディア研究委員 | 1名 |
| ・食育研究委員     | 1名 |

(役員を選出)

第7条 この会則の役員は総会において承認する。

(総会)

第8条 この会の総会は年1回とし、必要ある時は臨時総会を開くことができ、会員の過半数をもって成立する。

- A. 事業計画
- B. 予算及び決算
- C. 役員の承認
- D. 会則及び諸規定の規定及び改廃

(例会)

第9条 この会の例会は、毎月1回当番園が召集する。主任保育士会もこれに準ずる。

(経費運営)

第10条 この会の経費運営は、会費、補助、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(慶弔)

第11条 会員及び会員の所属する園長に不幸のあるときは、弔費を出す。

(会則の変更)

第12条 この会則の変更は、総会に於いて出席会員の過半数の承認を得ることを必要とする

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日な始まり、翌年3月31日に終わる。

《付則》

- 第1条 この会則は、昭和52年5月から実施する。
- 第2条 この会則は、昭和56年4月1日から改善実地する。
- 第3条 この会則は、昭和58年4月1日から改善実地する。
- 第4条 この会則は、昭和61年4月1日から改善実地する。
- 第5条 この会則は、平成6年4月1日から改善実地する。
- 第6条 この会則は、平成10年4月1日から改善実地する。
- 第7条 この会則は、平成10年4月1日から改善実地する。
- 第8条のC この会則は、平成10年4月1日から改善実地する。

第1条 この会則は、平成11年5月から改善実地する。

第2条の1 この会則は、平成11年5月から改善実施する。

第3条 この会則は、平成11年5月から改善実施する。

◎児童福祉法施行令の一部改正により、保母の名称が男女共通名称「保育士」に変更されたことに伴い、会の名称を「西京区保育士会」に変更し、併せて各条項においても保母を「保育士」に変更する。

第6条の3 この会則は、平成14年4月から改善実施する。

第5条 この会則は、平成15年4月から改善実施する

第6条の3 この会則は、平成15年4月から改善実施する。

第6条の3 この会則は、平成26年4月から改善実施する。

第5条 この会則は、令和3年7月から改善実施する。